

大口多頻度割引停止措置の見直し

みち、ひと…未来へ。



大口・多頻度割引の主な見直し(平成29年4月より)

①措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

②違反点数の累積期間等の見直し

③違反点数累積に関する措置内容の見直し

車両制限令違反が後を絶たない現状です



道路構造を著しく劣化させる要因となっています



高速道路6会社では、違反抑止と安全走行の啓発を目的として、違反車両に対しての指導取締を強化するとともに、大口・多頻度割引制度についての見直しを行うこととなりました。



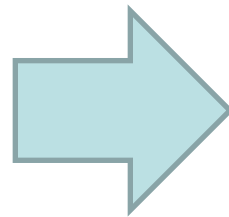
車限令違反の種別について

用語	内容
指導警告	車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する指導
措置命令A	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
措置命令B	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値（通行許可を受けている場合はその許可値）以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
措置命令C	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分

①措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

＜現行の点数表＞

違反種別	点数
指導警告	点数なし
措置命令A	3点～15点
措置命令B又は	5点～15点
即時告発相当	15点～30点



＜見直し後点数表＞

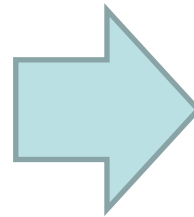
違反種別	点数
指導警告	3点
措置命令A	5点
措置命令B	15点
即時告発相当	30点

※即時告発相当とは・・・措置命令B又はC措置の重量違反のうち制限値の2倍以上の違反をした車両

②違反点数の累積期間等の見直し

< 現行の期間 >

累積期間	適用要件
3か月 (四半期)	高速道路6会社がそれぞれ指定する四半期において違反を繰替えた場合に適用



< 見直し後の期間 >

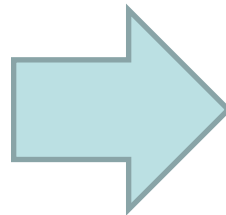
累積期間	適用要件
2年間	高速道路6会社が統一して点数を累積 累積点数に応じて適用

※見直し当初の累積期間は、平成29年4月1日から平成31年3月1日

③違反点数の累積

< 現行の措置内容 >

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告
定める期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止



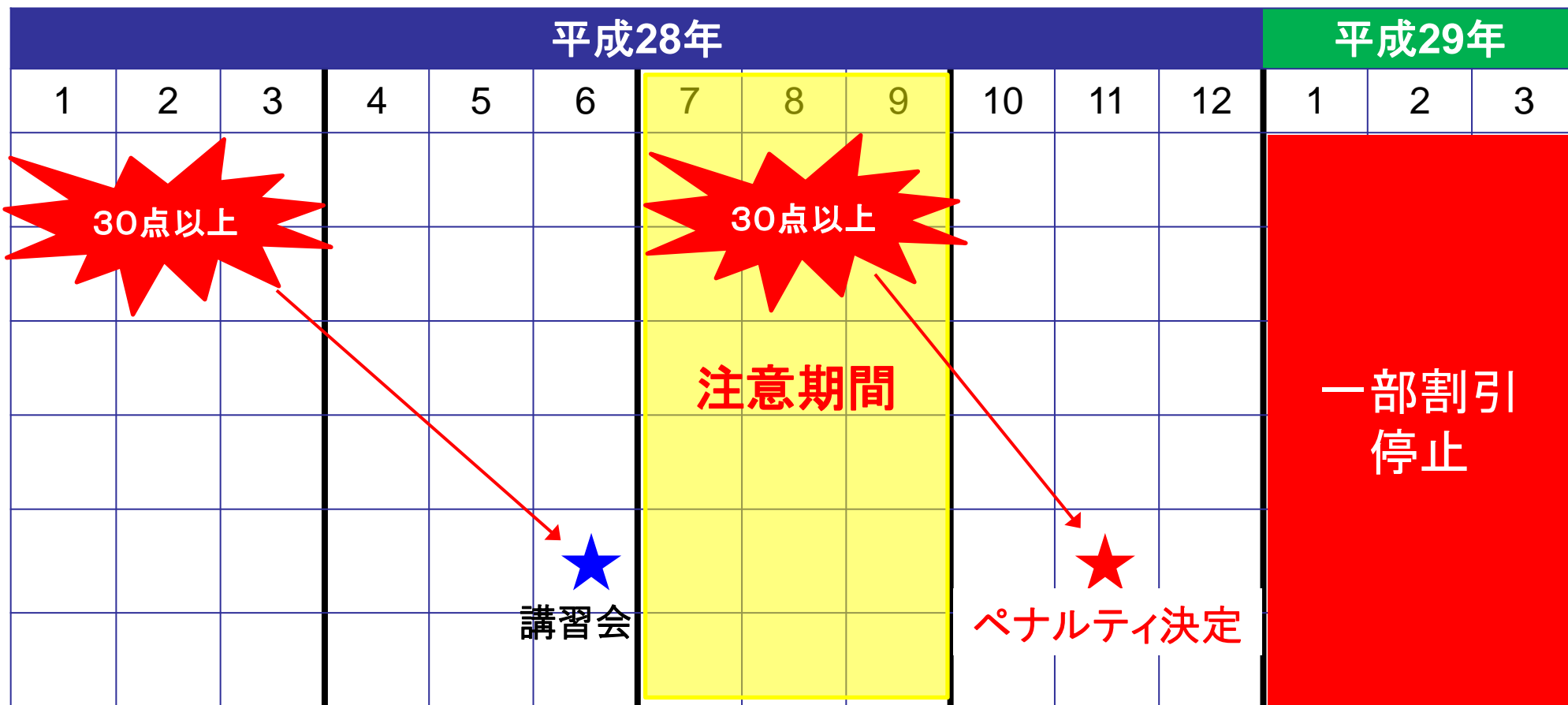
< 見直し後の措置内容 >

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	一部割引停止(1か月)
90点	一部割引停止(2か月)
120点	一部利用停止(1か月)
150点	一部利用停止(2か月)

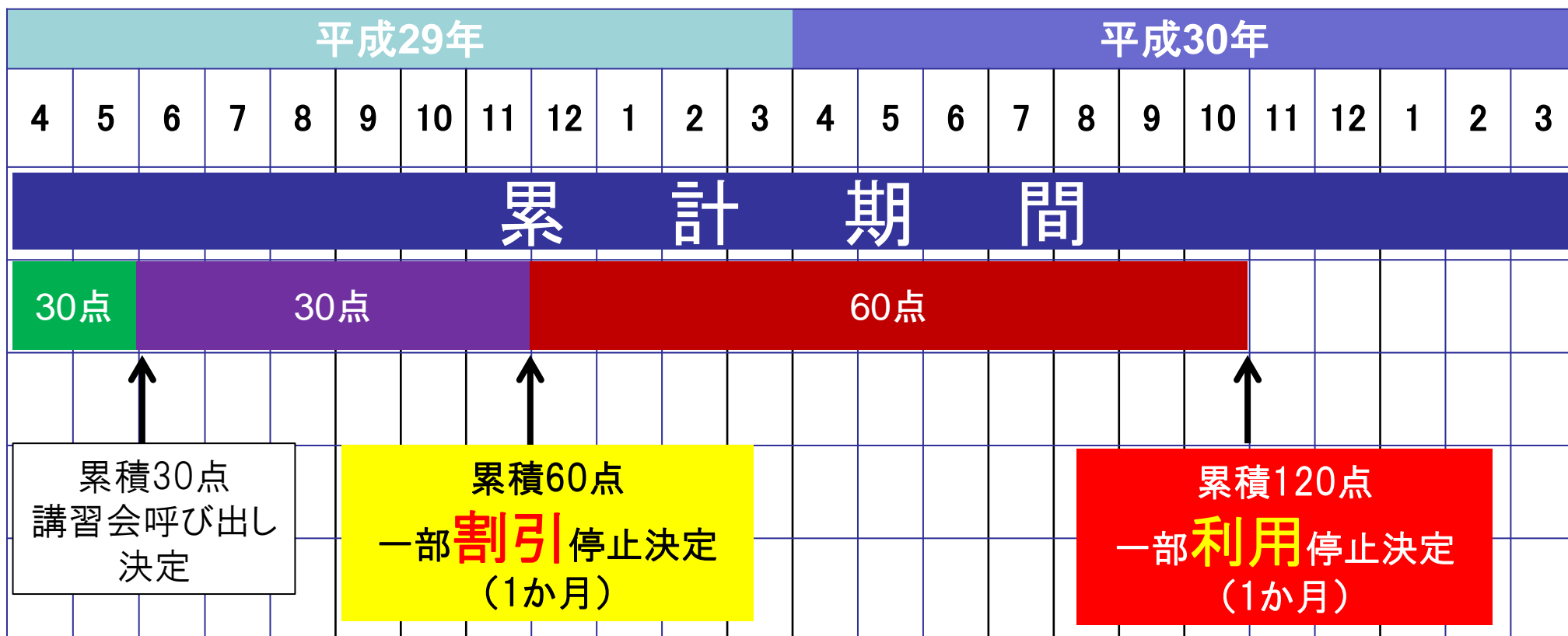
※割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定

現行の割引停止までの流れ

累計期間：3か月



見直し後の割引停止までの流れ



※当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は**1年ずつ**ずらし2年間を設定します(30年4月時点では、30年4月1日から平成32年3月31日となります)

点数累積のクリアについて

平成29年度												平成30年度												平成31年度																							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
30点												違反なし																																			

31年4月1日で、
29年度の違反が
クリアされる

違反点数は、翌々年度にならなければクリアされない！！

措置命令の発出基準の厳罰化

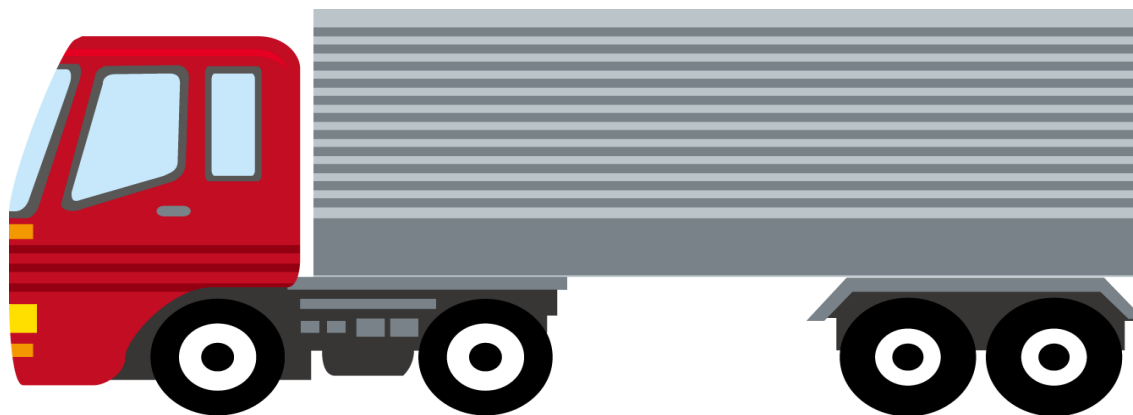
車種	総重量の基準値
単車(トラック)	30t
牽引車(トラクター)2軸	37t
牽引車(トラクター)3軸	42t

上記基準を超過すると、**車両の通行の中止**、**総重量の軽減**の措置命令が行われます！

特殊車両通行許可証(有効期限・連結・積載物・通行経路の全てが有効)の**諸元の値を僅かな超過**でも**措置命令の対象**となります！

許可値の範囲内での通行の徹底をお願いします！

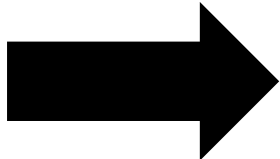
例1 現行との点数の比較(高速自動車国道時)



車種:バン型セミトレーラー(2軸牽引車) 最遠軸距12.30m 特例値30t 許可証:不携帯

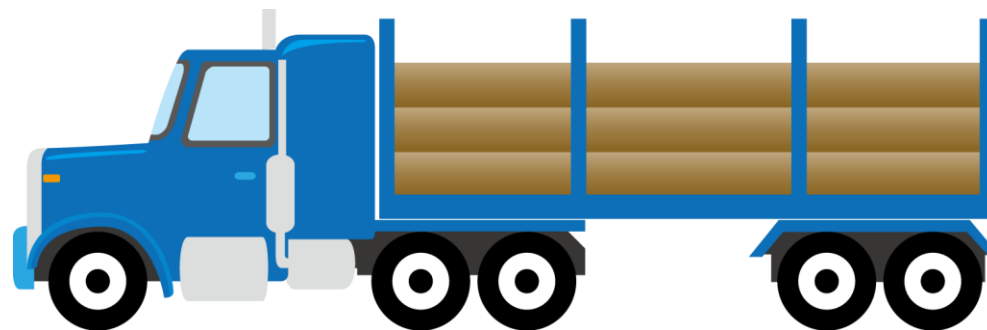
総重量の実測値: 38.50t **措置命令B又はCに該当**

これを点数でそれぞれ点数をあてはめると...

現行の点数 5点  見直し後の点数 **15点**

同じ違反でも見直し後は、**違反点数が大きく加算されます！！**

例2 許可証を携帯した場合(高速自動車国道時)



車種:スタンション型セミトレーラー(3軸牽引車) 最遠軸距11.30m 制限値25t
許可証総重量許可値:41.80t(期限・連結・積載物・通行経路が有効)

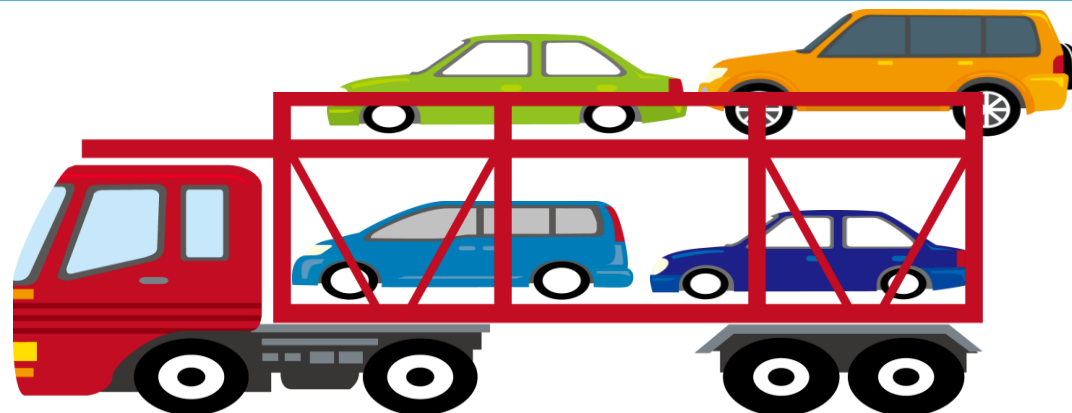
総重量の実測値: 42.50t

超過値 $42.50t - 41.80t = 0.7t$

僅かな許可値の超過も **措置命令B又はC** となり...

違反点数 **15点**

例3 複数の違反があった場合の累計点数



車種:セミ(キャリア) 全長:17.50m(後部荷物のはみ出しなし) 高さ:4.30m 許可証なし

長さの超過値 $17.50\text{m} - 12.00\text{m} = 5.50\text{m}$ **5点**

高さの超過値 $4.55\text{m} - 4.10\text{m} = 0.45\text{m}$ **15点**

違反点数 $5 + 15 = \underline{\underline{20点}}$

点数表①

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

諸元		最遠軸距 (m)	車長(m)	車種	点数 および 違反種別			
					3点	5点	15点	30点
					指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	即時告発相当
総重量 (t)	高速自動車国道・一般有料道路等 (指定道路内)	0.00~5.49	問わず	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~
				2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~
				3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~
		5.50~6.99	~8.99	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~
				2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~
				3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~
		5.50~6.99	9.00~	単車	22.01~24.20	24.21~30.00	30.01~43.99	44.00~
				2軸牽引車	22.01~24.20	24.21~37.00	37.01~43.99	44.00~
				3軸牽引車	22.01~24.20	24.21~42.00	42.01~43.99	44.00~
		7.00~	~8.99	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~
				2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~
				3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~
		7.00~	9.00~10.99	単車	22.01~24.20	24.21~30.00	30.01~43.99	44.00~
				2軸牽引車	22.01~24.20	24.21~37.00	37.01~43.99	44.00~
				3軸牽引車	22.01~24.20	24.21~42.00	42.01~43.99	44.00~
		7.00~	11.00~	単車	25.01~27.50	27.51~30.00	30.01~49.99	50.00~
				2軸牽引車	25.01~27.50	27.51~37.00	37.01~49.99	50.00~
				3軸牽引車	25.01~27.50	27.51~42.00	42.01~49.99	50.00~

点数表②

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

諸 元		点数 および 違反種別			
		3点	5点	15点	
		指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	
高さ(m)	指定道路内	4.11～4.20	4.21～4.50	4.51～	
	指定道路外	3.81～3.90	3.91～4.30	4.31～	
幅(m)		2.51～2.60	2.61～3.25	3.26～	
長さ (m)	単車				
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道 (はみ出し有) ・一般有料道路等(本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む) 	12.01～13.00	13.01～	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの				
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道 (はみ出し無) 	16.51～17.50	17.51～	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの				

点数表③

セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

諸元		点数 および 違反種別				
		3点	5点	15点		
		指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC		
高さ(m)	指定道路内	4.11～4.20	4.21～4.50	4.51～		
	指定道路外	3.81～3.90	3.91～4.30	4.31～		
幅(m)		2.51～2.60	2.61～3.25	3.26～		
長さ (m)	高速自動車国道(はみ出し有)		12.01～13.00	13.01～	—	
	高速自動車国道	セミトレーラ(特例車種)	16.51～17.50	17.51～	—	
	(はみ出し無)		フルトレーラ(特例車種)	18.01～19.00	19.01～	—
	一般有料道路等(本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む)		12.01～13.00	13.01～	—	

点数表④

セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)



諸元		最遠軸距(m)		車種	点数 および 違反種別				
		以上	未満		3点	5点	15点	30点	
					指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	即時告発相当	
総重量	高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様				
				3軸牽引車					
		8	9	2軸牽引車	25.01～27.50	27.51～37.00	37.01～49.99	50.00～	
				3軸牽引車	25.01～27.50	27.51～42.00	42.01～49.99	50.00～	
		9	10	2軸牽引車	26.01～28.60	28.61～37.00	37.01～51.99	52.00～	
				3軸牽引車	26.01～28.60	28.61～42.00	42.01～51.99	52.00～	
		10	11	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～	
				3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～	
		11	12	2軸牽引車	29.01～31.90	31.91～37.00	37.01～57.99	58.00～	
				3軸牽引車	29.01～31.90	31.91～42.00	42.01～57.99	58.00～	
		12	13	2軸牽引車	30.01～33.00	33.01～37.00	37.01～59.99	60.00～	
				3軸牽引車	30.01～33.00	33.01～42.00	42.01～59.99	60.00～	
		13	14	2軸牽引車	32.01～35.20	35.21～37.00	37.01～63.99	64.00～	
				3軸牽引車	32.01～35.20	35.21～42.00	42.01～63.99	64.00～	
	14	15	2軸牽引車	33.01～36.30	36.31～37.00	37.01～65.99	66.00～		
			3軸牽引車	33.01～36.30	36.31～42.00	42.01～65.99	66.00～		
	15	15.5	2軸牽引車	35.01～37.00	-	37.01～69.99	70.00～		
			3軸牽引車	35.01～38.50	38.51～42.00	42.01～69.99	70.00～		
	(一般有料道路等 指定道路内)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様				
				3軸牽引車					
		8	9	2軸牽引車	25.01～27.50	27.51～37.00	37.01～49.99	50.00～	
				3軸牽引車	25.01～27.50	27.51～42.00	42.01～49.99	50.00～	
		9	10	2軸牽引車	26.01～28.60	28.61～37.00	37.01～51.99	52.00～	
				3軸牽引車	26.01～28.60	28.61～42.00	42.01～51.99	52.00～	
		10	～	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～	
				3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～	
		(一般有料道路等 指定道路外)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
					3軸牽引車				
	8		9	2軸牽引車	24.01～26.40	26.41～37.00	37.01～47.99	48.00～	
				3軸牽引車	24.01～26.40	26.41～42.00	42.01～47.99	48.00～	
9	10		2軸牽引車	25.51～28.05	28.06～37.00	37.01～50.99	51.00～		
			3軸牽引車	25.51～28.05	28.06～42.00	42.01～50.99	51.00～		
10	～	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～			
		3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～			
軸重	すべての道路			10.01～15.00	-	15.01～	-		



事業協同組合へのペナルティの流れ



※ペナルティとは、割引停止・利用停止を受けた場合のこと

一つの会社のペナルティが、組合全体のペナルティに繋がります！

組合全体の割引・利用措置等の内容

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの

- ※契約者のカードの一部とは、違反した会社の組合員のカードのこと
- ※契約者のカード全部とは、事業協同組合全体のカードのこと
- ※全部割引停止の適用は、一部割引(利用)期間中に新たな違反の累積点数が10点以上となった場合
- ※全部利用停止の適用は、全部割引停止期間中に新たな違反の累積点数が10点以上となった場合
- ※契約資格取り消しの適用は、全部利用停止期間中に新たな違反の累積点数が10点以上となった場合

ペナルティの注意として

☆ペナルティを受けた会社が組合を脱退しても警告の**カウントは消えない**
(2年間経過しないとカウントは消滅しない)

☆ペナルティを受けた会社が別の組合に入りなおしても違反点数は引き
継がれる

☆現金又は信販会社のETCカードで通行された場合も違反点数が加算さ
れる(支払い手段は問わず違反点数は累積される)

割引停止措置等の補足

- ☆カードに記載されている車両以外の車両で利用させたとき
- ☆通行料金を不正に免れた又は免れようとしたとき(カード利用の有無にかかわらず)
- ☆交通マナーが著しく悪く、他の車両の通行に悪影響を及ぼしたとき
- ☆原因者負担金債務を履行をしなかったとき

これらの行為でも割引停止等の措置の対象となります

※詳細はETCコーポレートカード利用約款を確認してください